

三重県発注工事において不誠実な行為を行った企業に対する総合評価方式での減点措置について

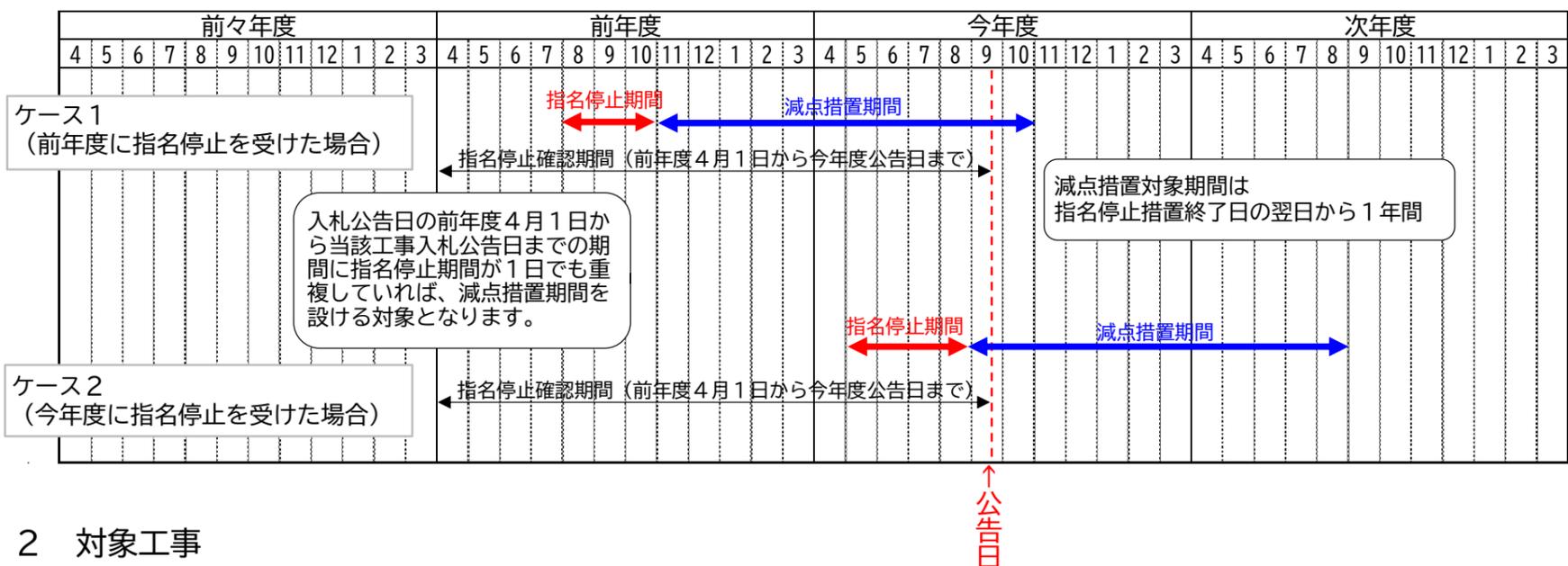
県発注工事の入札等において不正・不誠実な行為を行ったとする企業に対し、総合評価方式の評価において新たな減点措置を設けます。

1 減点措置内容

- 減点措置の対象は、県発注工事において贈賄、公契約関係競売等妨害又は談合により役員等又は使用人が逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことにより指名停止措置を受けた企業とします。
(三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領 別表第2の第1号(1)、第3号(1)(4))
- 指名停止期間の長さや指名停止措置件数による、減点措置期間や配点の変更はしません。

評価項目	配点
<p>当該工事の入札公告日が、三重県発注工事にかかる贈賄、公契約関係競売等妨害又は談合により役員等又は使用人が逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことによる指名停止に伴う減点措置期間内である場合</p> <p>※対象となる指名停止措置は、当該工事入札公告日の前年度4月1日から当該工事入札公告日までの期間に指名停止期間が1日でも重複する場合とします。</p>	<p>換算前加算点満点の10%減点</p>
減点措置期間	
指名停止期間の終了日の翌日から1年間	

※減点措置期間の考え方



2 対象工事

全ての建設工事

3 適用時期

令和6年4月1日以降公告にかかるものから適用します。

三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせでご確認ください。

(<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>)

【お問い合わせ先】 三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班 059-224-2696

